

高松市告示第568号

高松市病院局告示第10号

建設工事に係る平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間、方法等について定める件（平成30年高松市告示第969号・平成30年高松市病院局告示第17号。以下「入札参加資格告示」という。）第6項の規定に基づき、中間年における資格審査（入札参加資格告示第1項に規定する資格審査をいう。以下同じ。）及び資格者名簿（入札参加資格告示第1項に規定する資格者名簿をいう。以下同じ。）に登載された者（以下「有資格者」という。）に係る業種（入札参加資格告示第1項第3号に規定する業種をいう。以下同じ。）の追加に係る申請期間及び方法等について定めたので、告示します。

令和元年10月30日

高松市長 大西 秀人

高松市病院事業管理者 和田 大助

1 中間年における資格審査に係る申請期間及び方法等

(1) 競争入札に参加することができる者

入札参加資格告示第1項の定めるところによる。

(2) 資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法及び提出書類の要項は、入札参加資格告示第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。なお、詳細は、平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）の定めるところによる。

ア 申請方法

(ア) 申請書類の提出期間

- a 提出場所に直接持参する場合 令和元年12月2日（月）から同月20日（金）まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日を除く。）

b (エ) bにより郵送する場合 令和元年12月2日(月)から同月16日(月)まで(同日午後3時30分までに必着のこと。)

(イ) 申請書類の持参による提出時間

午前9時30分から午後3時30分まで(午前11時から午後1時までの間を除く。)

(ウ) 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

(エ) 申請書類の提出方法

a 高松市内に本店である営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の営業所をいう。以下同じ。)を有する法人又は住民票の住所が高松市内で、高松市内に営業所を有する個人

提出場所に直接持参すること(行政書士が2通以上の申請書類を持参する場合は、あらかじめ電話(契約監理課:087-839-2511)で予約した上で持参すること。)

b 高松市外に本店である営業所を有する法人又は個人(aに掲げる個人を除く。)

提出場所に直接持参するか、又は一般書留若しくは簡易書留郵便で郵送すること。

c 申請書類不備の場合(dの場合を除く。)の取扱い

申請書類不備の場合の取扱いは、次のとおりとする。

(a) 持参提出の場合 書類不備の場合は、申請書類を受け付けない。

(b) 郵送提出の場合 書類不備の場合は、書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付とする。令和元年12月20日(金)午後3時30分までに当該補正に係る書類の全部の提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を郵送提出する場合は、一般書留又は簡易書留郵便とすること(同日午後3時30分までに必着のこと。)

d イ(イ)の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が申請時に間に合わない場合の取扱い

平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領(新規及び業種の追加申請)の定めるところにより、令和2年1月31日(金)午後5時までに提出することを条件に、仮受付とする。

イ 提出書類

建設工事入札参加資格審査申請書に次の書類を添えて申請すること(業種の追加を申請する有資格者にあつては、(ウ)に掲げる書類の提出は不要である。)

(ア) 建設業許可証明書の写し

(イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が平成30年8月1日から令和元年7月31日までの間のもの。この期間中に審査基準日が2以上あるときは、最新のもの）の写し

(ウ) 税に関する証明書等

次の a から f までの区分による証明書等（その証明日はいずれも、審査基準日（令和元年11月1日をいう。以下同じ。）以後申請日（資格審査を申請する日をいう。以下同じ。）までの間でなければならない。）

a 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する法人

(a) 個人住民税の特別徴収実施確認書

(b) 営業証明書

(c) 高松市税（全税目）についての滞納無証明書

(d) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

b 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有する個人

(a) 住民票の写し又は平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において定める書類（いずれも住民票の住所が高松市内である場合に限る。）

(b) 個人住民税の特別徴収実施確認書

(c) 高松市税（全税目）についての滞納無証明書

(d) 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

c 香川県内（高松市内を除く。）に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する法人（aに該当する法人を除く。）

(a) 個人住民税の特別徴収実施確認書

(b) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

d 香川県内（高松市内を除く。）に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有する個人（bに該当する個人を除く。）

(a) 個人住民税の特別徴収実施確認書

(b) 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

e 香川県内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない法人

法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

- f 香川県内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有しない個人

所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

- (エ) 入札参加資格告示第1項第8号から第10号までの届出をしていることの確認をすることができる書類として平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において定める書類（(イ)の通知書で当該確認をすることができない場合に限る。）

- (オ) 入札参加資格告示第4項第2号イからキまで及びケからシまでに規定する主観的事項について主観点の算定を受けようとする場合にあっては、それぞれ平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において定める書類

- (カ) その他平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請要領（新規及び業種の追加申請）において必要とされた書類

ウ 登載業種数の上限

資格者名簿への登載業種数は6を上限とする。

2 資格審査並びに決定数値及び格付け

入札参加資格告示第3項、第4項及び第8項の定めるところによる。

3 資格審査の結果通知及び資格者名簿への登載

入札参加資格告示第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、各発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。次号において同じ。）が、市内企業（入札参加資格告示第4項に規定する市内企業をいう。以下この号において同じ。）及び市内企業以外ごとに編成し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種、決定数値（客観点数・主観点数の内訳を含む。次号において同じ。）、等級その他必要な事項を資格者名簿に登載するものとし、次号の規定による公表をもって通知に代えるものとする。

- (2) 資格者名簿は、次号に定める有効期間中、その登載事項のうち商号又は名称、住所又は所在地、業種、決定数値及び等級をホームページ（発注機関に応じ、契約監理課ホームページ及び病院局ホームページ）において公表するものとする。

- (3) 中間年における資格審査に係る資格者名簿の有効期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

4 その他

入札参加資格告示第9項から第13項までに定めるところによる。